



埼玉県報

第 2 4 5 7 号
平成25年1月11日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [平成24年10月から12月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [深谷商業高等学校外1校における電子計算組織に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [足立北部土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川島町土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県条例第63号中訂正\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県人事委員会規則17-21中訂正\(任用審査課\)](#)
- [埼玉県人事委員会規則17-22中訂正\(任用審査課\)](#)

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「率」の下に「又は額」を加え、同項第一号中「以上」を「以上。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、物品売払いシステム（物品の売払いをするための知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した入札による契約にあつては、知事又はその委任を受けた者が定める額

第九十三条第一項中「率」の下に「又は額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、物品売払いシステムを使用する入札にあつては、知事又はその委任を受けた者が定める額とする。

第九十三条の二中「（第五号を除く。）」及び「（第七号を除く。）」を削り、「政令第六百六十七条の七第二項」との下に「、同条第五号及び第八十一条の三第七号中「保証事業者」とあるのは「物品売払いシステムを管理する事業者」とを加える。

第九十六条ただし書中「電子情報処理組織」の下に「（物品売払いシステムを含む。）」を加える。

第二百二条中「第九十三条の二中」の下に「第八十一条の二の」とあるのは「第八十一条の二（第五号を除く。）の」と、「第八十一条の三の」とあるのは「第八十一条の三（第七号を除く。）の」と、「」を加え、「政令第六百六十七条の七第二項」を「政令第六百六十七条の七第二項」と、同条第五号及び第八十一条の三第七号中「保証事業者」とあるのは「物品売払いシステムを管理する事業者」に改める。

第一百八条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、物品売払いシステムを使用した場合に係る入札保証金及び契約保証金については、領収書を交付しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みもものまま
- 三 代表者の氏名
長尾友光子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字伊勢野三七七番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業、障害児の預かり施設の設置・運営に関する事業、障害児を持つ保護者等に対するの相談・支援に関する事業を行い、障害児及びその家族の支援及び地域の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人モヨラの会
- 三 代表者の氏名
林 吉承
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市中央四丁目二十三番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県及び韓国全羅北道の住民に対し、日本及び韓国の文化の理解を深め、民間による日韓交流の促進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人アーム企画
- 三 代表者の氏名
細井 宣雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市菖蒲町小林千百五十五番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の市民や高齢者に対し「市民が健康的で安全に生活できる家づくり」を提案・提供し、誰もが豊かに暮らせる街づくりを創造することで地域社会の安心・安全な街づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第二十四号

平成二十四年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立深谷商業高等学校外1校における電子計算組織 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月25日（月）

(4) 納入場所

埼玉県立深谷商業高等学校

埼玉県立杉戸農業高等学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 今井 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月22日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月21日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月21日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札執行課 平成25年2月22日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年2月6日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年1月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Computers and peripheral equipment for use in two prefectural senior high schools including Saitama Prefectural fukaya commercial high school

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, February 22, 2013 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submission:

Address: Procurement and Contract Consultation,
Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., February 21,
2013

In person: 5:00 p.m., February 21, 2013

告 示

埼玉県告示第二十六号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオン株式会社 代表取締役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一 五一 外 計五十七者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一 五一 外 計四十七者

ハ 変更年月日

平成十五年六月一日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年一月十一日から平成二十五年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年一月十一日から平成二十五年五月十三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から翌午前〇時

（変更後）午前七時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から翌午前〇時三十分

（変更後）午前六時三十分から翌午前〇時三十分

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七四七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七四七台

ハ 変更年月日

平成二十五年三月一日

二 届出年月日

平成二十四年十二月二十八日

ニ 縦覧期間

平成二十五年一月十一日から平成二十五年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年一月十一日から平成二十五年五月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、足立北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	平賀元宣	埼玉県鴻巣市明用二百九十五番地
同	渡邊秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	林春男	同 荊原二十六番地
同	小林克行	同 大芦千百二十番地
同	鈴木敏夫	同 小谷二千三百三十五番地
同	成塚常吉	同 宮前四百九十一番地
同	伊藤政士	同 箕田五十三番地
監事	佐藤繁	同 同五十八番地の一
同	西木満	同 大芦千五百五十五番地
同	水野哲夫	同 小谷八百二十四番地
同	岡崎茂	同 糠田千四百八十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	齋藤幸雄	埼玉県鴻巣市大芦七十五番地
同	伊藤好	同 箕田五十三番地
同	三角重次郎	同 登戸三百九十九番地の一
同	田島清	同 糠田千四百八十一番地
同	齋藤昌秀	同 小谷七百三十五番地一
同	平賀元宣	同 明用二百九十五番地
同	林春男	同 荊原二十六番地
監事	鈴木敏夫	同 小谷二千三百三十五番地
同	長島岩雄	同 糠田千五百六十八番地の一
同	佐藤繁	同 箕田五十八番地の一
同	小林克行	同 大芦千百二十番地

告 示

埼玉県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十五年一月九日認可した。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川島町土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡川島町

告 示

埼玉県告示第四十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二七〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

熊谷市樋春字悪場東二一〇一番五 外二十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百六十九・〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためので、告示する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 一七 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

深谷市上敷免字森下九八一番一 外十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千五百七十二・八立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十二号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月三十日

指令川建セ第二四〇〇九九〇号

二 検査済証番号

平成二十五年一月八日

川建セ第二四〇〇九三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字堂ヶ谷戸一〇九七番一、大字志賀字我田分三五

八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野一丁目一三番地三

幸明建設株式会社 代表取締役 金村 浩一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十日

指令川建セ第二四〇〇九八〇号

二 検査済証番号

平成二十五年一月八日

川建セ第二四〇〇九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字明登一三九九番三の一部、一三九九番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字腰越一三九九番地三

篠澤 文男

正 誤

埼玉県条例第六十三号（平成二十四年十二月二十五日第二千四百五十三号）中訂

正

ページ 行

一 二から三

誤

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める標識の寸法を定める条例をここに公布する。

正

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

正 誤

埼玉県人事委員会規則一七 二二（平成二十四年三月三十日第二千三百七十六号）

中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県人事委員会規則一七 二二

正

埼玉県人事委員会規則一七 二三

正 誤

埼玉県人事委員会規則一七 二二一（平成二十四年四月六日第二千三百七十八号）

中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県人事委員会規則一七 二二三

正

埼玉県人事委員会規則一七 二二三